

# 営業許可証

岩手県指令 大保 第 91-23 号

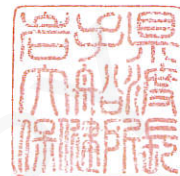
住 所 大船渡市立根町字細野23番地3

氏 名 株式会社アトラス

平成30年07月13日付けで申請のあった食品  
営業については、食品衛生法（昭和22年法律  
第233号）第52条の規定により、次の条件を  
付けて許可します。

平成30年07月17日

岩手県 大船渡 保健所長 平賀 瑞雄



- 1 営業の種類 飲食店営業（移動食品）
- 2 営業場所 岩手県内一円（盛岡市を除く）
- 3 許可期間 平成30年07月17日から  
平成35年09月20日まで
- 4 営業の場所は衛生上支障の無い適当な場所を選ぶこと。
- 5 営業の用に供する自動車の種別及び登録番号：普通岩手830せ615

付記1 この処分に不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この指令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。